大東文化大学

2019年度　大学院春季入試（法律学専攻）
博士課程（前期）
専門科目　法哲学

【合否判定の方法】
・一般1方式《外国語科目》《専攻科目》《面接》
　提出書類、外国語科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

　一般2方式《専門科目》《専攻科目》《面接》
　提出書類、専門科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

【合否判定の基準】
　法律学専攻の入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、提出書類、筆記試験の結果、および面接の結果を総合的に評価し、研究計画の妥当性および博士前期課程における研究遂行能力の有無を判断する。

1　試験日 2020年2月15日

2　科目　法哲学　（100点満点）

3　出題意図
設問1
リベラリズムの限界と、対立する諸概念の理解を確認する設問である。
この設問は、J.S.ミルが提唱した「他害原理」というリベラリズムの基本原則を前提としている　。求めているのは、「自己決定権」の多角的な検討である。すなわち、「本人が良いと言っているのだから自由だ」という単純な主張に対し、法哲学的な観点（パターナリズム、リーガル・モラリズムなど）からどれだけ多角的に制限をかけられるか、を明確に論じられることである。

設問2
ハンス・ケルゼンの純粋法学に対する基本的な理解を確認する設問である。
ケルゼンは法と道徳の区別につき、前者には「強制」の契機があるとしたが、その「強制」を方法二元論の立場から論じることを求めている。また、法体系の妥当性を支える「根本規範」の在り方と、可能ならばそれに対する批判を論じることを求めている。